



2024年9月27日

各 位

会社名 株式会社バルニバービ
代表者名 代表取締役 佐藤 裕久
(コード番号：3418、東証グロース)
問合せ先 取締役 管理本部長 宮下 大輔
電話番号 06-4390-6544

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年10月29日開催予定の当社第33期定時株主総会の承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能および監視体制の更なる強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。

(2) 移行の時期

2024年10月29日開催予定の当社第33期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 今後の事業内容の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- ③ その他、上記の変更に伴う条数の整備等所要の変更及び定款各条の軽微な文言の修正を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年10月29日（火）（予定）
定款変更の効力発生日 2024年10月29日（火）（予定）

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者（当社第33期定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
佐藤 裕久	代表取締役会長	代表取締役会長
安藤 文豪	代表取締役社長	代表取締役社長
中島 邦子	常務取締役 企画本部長	常務取締役 企画本部長
田中 亮平	取締役	取締役 株式会社バルニバービオーガスト 代表取締役
水澤 完昭	取締役 事業開発部長	取締役 事業開発部長
宮下 大輔	取締役 管理本部長	取締役 管理本部長

(2) 監査等委員である取締役の候補者（当社第33期定時株主総会に付議予定）

氏名	新役職名	現役職名
草鹿 升	取締役 常勤監査等委員	—
青木 巖	社外取締役 監査等委員	社外監査役
山中 哲男	社外取締役 監査等委員	社外取締役

(注) 青木巖氏及び山中哲男氏は会社法第2条15号に規定する社外取締役の候補者であります。

(3) 退任予定の取締役・監査役（当社第33期定時株主総会の終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職名	退任後役職名
柴田 政義	常勤監査役	退任
佐藤 享樹	社外監査役	退任

【新任取締役候補者の略歴】

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
草鹿 升 (1965年10月9日生)	1990年4月 三菱商事(株)入社 2017年9月 同社生活産業グループCEOオフィス 内部統制・監査ユニット マネージャー 2020年6月 三菱商事パッケージング(株) 非常勤監査役 2022年5月 三菱商事(株)電力・地域コミュニティDX部 次長 2024年9月 当社入社	—株

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～23. <条文省略>	1.～23. <現行どおり>
24. 不動産の売買、賃貸及び管理	24. 不動産の売買、賃貸、 <u>仲介</u> 及び管理
25.～29. <条文省略>	25.～29. <現行どおり>
(新設)	30. <u>雑貨、衣料品、土産品等の企画、輸出入、製造及び販売</u>
<u>30.</u> <条文省略>	<u>31.</u> <現行どおり>
第3条 <条文省略>	第3条 <現行どおり>
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
<u>2. 監査役</u>	(削除)
<u>3. 監査役会</u>	<u>2. 監査等委員会</u>
<u>4. 会計監査人</u>	<u>3. 会計監査人</u>
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第9条<条文省略>	第6条～第9条<現行どおり>
(<u>株式名簿</u> 管理人)	(<u>株主名簿</u> 管理人)
第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 <条文省略>	2 <現行どおり>
3 当社の株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> の作成並びに備置きその他株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	3 当社の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿</u> の作成並びに備置きその他株主名簿 <u>及び新株予約権原簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては <u>取り扱</u> わない。
第11条 <条文省略>	第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 <条文省略>	第12条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会 <u>並びに監査等委員会</u>
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、 <u>8</u> 名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 22 条 <条文省略> (取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第 22 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 23 条 <現行どおり> (取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 28 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役への委任)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条 <条文省略> (報酬等) 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第 41 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 45 条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 会計監査人</p> <p>第 34 条～第 35 条 <現行どおり> (報酬等) 第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第 37 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第 33 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>